

平成24年12月農業委員会定例会議事録

召集年月日

平成24年12月10日(月)

召集場所

西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場

出席者

委員24名 (欠席者)大江委員

事務局2名

1 開会宣言	午後3時00分
事務局	これより平成24年度第9回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	皆様こんにちは。 本日は平成24年の最後の定例会でございます。あいにく大江委員が所用のため欠席しておられます、本日もよろしくお願ひいたします。 この頃は寒くなりましたので、体に気を付けて新年を迎えていただきまうようお願いします。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、9番 木村委員・10番 野坂委員にお願いします。
4 報告事項	
谷口議長	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。
	報告なし
谷口議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事	
谷口議長	議事に入ります。
	【報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 ①及び③については、本人が耕作を行うとのことです。 ②については、売買の申請が出ており、この後ご審議をお願いします。
谷口議長	この件について、意見等ありますでしょうか。 意見が無いようですので報告を終わります。
	【議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①について申請内容の朗読。 譲受人は畜産を営んでおられ、買受適格要件は満たしておられます。
谷口議長	地元委員の有木委員に説明をお願いします。
有木委員	事務局の説明にもありました、譲受人は畜産を営んでおられます。経営面積もあり、農地の管理状況にも問題ありません。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。 承認(全員異議なく承認される)
谷口議長	②について事務局より説明をお願いします。
事務局	②について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
谷口議長	地元委員の小西委員に説明をお願いします。
小西委員	譲渡人は他集落にお住まいであり、申請地の管理は以前から譲受人が行っておられました。双方は親戚関係にある方であり、この度所有権を移転することを考えられたそうです。経営面積及び管理状況ともに問題無く、所有権移転後も適切に農地管理が行われると考えます。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。 承認(全員異議なく承認される)
谷口議長	③については私の担当ですので議長を交代します。 (議長交代)
深田議長	③について事務局より説明をお願いします。
事務局	③について申請内容の朗読。
深田議長	地元委員の谷口委員に説明をお願いします。
谷口委員	譲受人は新しく農業を始める方です。番原集落の活性化対策で、畑を利用してブドウを作ることになりました。県の普及所及び試験場の方々に教わりながら、少しずつ面積も広げていく予定としています。高齢となり耕作ができない農家の農地を買受け、集落がサポートをしながら管理をすることになりました。
深田議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
深田議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。 承認(全員異議なく承認される)
	(議長交代)

	【議案第25号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請内容の朗読。 申請地は河川、道路、宅地に囲まれた土地であり、周辺に農地はありません。
谷口議長	地元委員の大橋委員に説明をお願いします。
大橋委員	11月12日に加川委員と現地を確認しました。 現地は車庫が2棟建っており、農地の状況ではありませんでした。事務局の説明にもありましたが、周辺に農地は無く問題無いと思います。
谷口議長	加川委員の補足説明をお願いします。
加川委員	何度も通る道がありますが、ずいぶん昔から宅地の状態がありました。周辺に影響も無いため問題無いと考えます。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
	【議案第26号 農用地利用集積計画の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全88件の計画であり、田は3年未満が8, 623m ² 、3年以上6年未満が286, 853m ² 、6年以上10年未満が13, 230m ² 、10年以上が11, 499m ² であり、田の合計は320, 205m ² でございます。畠は3年未満が486m ² 、10年以上が1, 743m ² であり、畠の合計は2, 229m ² でございます。合計322, 434m ² の利用権設定の申出が提出されています。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
6 その他	
谷口議長	何かございますか。
谷口議長	その他、何かございますか。
谷口議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。 次回の定例会は、1月11日(金)午後2時30分から開催します。
7 閉会	午後3時40分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

9番 永井修司

10番 斎藤賛一